

斉藤検察官は9月上旬説明に  
行ったことになっている

# 審査日「議論煮詰まった」

## \*代表選当日 偶然の議決

東京第5検察審査会が小沢氏を「起訴すべきだ」と議決するまでの経緯が、審査会関係者の話で明らかに

なった。  
関係者によると、11人の審査員たちは、お盆休みのある8月中は隔週でしか集まらなかったが、9月に入ってから、平日に頻りに集まり審査を行った。

9月上旬には、「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。意見聴取では、東京地検特捜部の斎藤隆博副部長が1時間以上にわたって説明。斎藤副部長は二元

秘書らの供述だけでは、小沢氏と元秘書らとの共謀の成立を認めるのは難しい。有罪を取るには、慎重に証拠を検討することが必要です」などと、審査員らに訴えたという。

審査員に法律的な助言をする審査補助員を務めた吉田繁実弁護士は、暴力団内

部の共謀の成否が争点となった判例や、犯罪の実行行為者でなくても謀議に参加すれば共犯として有罪になるなどと認定した1958年の最高裁大法廷判決を審査員に示し、「暴力団や政治家という違いは考えずに、上下関係で判断して下さい」と説明した。

起訴議決が出たのは、民主党代表選当日の9月14日。第5審査会の定例の審査日は毎週火曜日で、この日は偶然、審査日にあたり決を出すことが予定されていたわけではなく、議長役を務める審査会長が審査中に「議決を取りますか。それとも先に延ばしますか」と提案したところ、審査員

らから「議論は煮詰まった」との声が上がリ、議決を出すことになった。議決の後、「こんな日になっちゃったね」と漏らす審査員もいたという。多数決の結果、起訴議決が出たのは午後3時頃。代表選で開票の結果、小沢氏の落選が決まったのは、その約30分後だった。

何故平日頻りに集まらなければならないのか？  
若い人たちが平日頻りに集まれるのか？  
審査員日当請求書から見ると1日も集まっていない。